

奈良市公報

号 外 第 25 号

平成19年11月19日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

○政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例……………	1
○奈良市情報公開条例の一部を改正する条例……………	1
○奈良市職員の育児休業等に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	2
○奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	3
○奈良市手数料条例の一部を改正する条例……………	3
○奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例……………	3
○奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例……………	4
○奈良市開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例……………	4
○奈良市火災予防条例の一部を改正する条例……………	4
○奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する条例……………	4

規 則

○奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………	5
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	7
○平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………	7
○郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………	7
○政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	9
○奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則……………	9

条 例

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 9 月25日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第35号

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に

関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例（平成7年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（）」を「及び貯金（）」に改め、「及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を削り、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「有価証券（株券）」の次に「（株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。以下同じ。）」を加え、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年9月30日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第6号の改正規定（「有価証券（株券）」の次に「（株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。以下同じ。）」を加える部分及び「資本」を「資本金」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第2条第1項第4号の改正規定 平成19年10月1日（経過措置）

2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、平成19年10月1日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（同法附則第5条第1項第1号に掲げる郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

（平成19年9月25日揭示済）

奈良市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 9 月25日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第36号

奈良市情報公開条例の一部を改正する条例

奈良市情報公開条例（平成9年奈良市条例第34号）の一

部を次のように改正する。

第11条第2項中「郵送により」を削り、「交付を」の次に「送付することにより」を加える。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。
(平成19年9月25日揭示済)

奈良市職員の育児休業等に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月25日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第37号

奈良市職員の育児休業等に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を「第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項」に改める。

第2条第6号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の市長が規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

第5条第1号中「育児休業に係る子を職員以外」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員以外」に改める。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条を第13条とする。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の

給与の取扱い)」を付し、同条を第12条とする。

第9条を削る。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(部分休業の承認)

第11条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第7条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条を第9条とする。

第6条を削る。

第5条の3の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第5条の2の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第6条とする。

(奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に

関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）の施行の日（以下「改正法の施行日」という。）以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際現に育児休業している職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。

（平成19年9月25日揭示済）

奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月25日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第38号

奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）」に改める。

（奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「6月以上」を「12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものにあつては、6月以上）」に改め、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
（経過措置）

2 第1条による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第3項の規定並びに第2条による改正後の奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（平成19年9月25日揭示済）

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月25日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第39号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第52項中「用途地域」を「用途地域等」に、「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表第131項から第131の3項までの規定中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同表第131の3項の次に次のように加える。

131 の4	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき 7,400円
-----------	---------------------------	---	-----------------

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。ただし、別表第52項の改正規定は、平成19年11月30日から施行する。
（平成19年9月25日揭示済）

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月25日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第40号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によつて発送すること」に改める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（平成19年9月25日揭示済）

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第41号

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例（昭和59年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「（奈良市高の原第四自転車駐車場を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第2条の3第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開場時間及び休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

第2条の3第2項及び第3項を削る。

第4条第1項中「（奈良市高の原第四自転車駐車場については、市長。次項において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（平成19年9月25日揭示済）

奈良市開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第42号

奈良市開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市開発許可の基準に関する条例（平成17年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第8号の3及び第8号の4並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第31条ただし書」を「第34条第11号及び第12号」に改める。

第2条の見出し及び同条第1項並びに第3条の見出し及び同条第1項中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改める。

第4条の見出し及び同条第1項中「第34条第8号の4」を「第34条第12号」に改める。

第6条を削る。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

（平成19年9月25日揭示済）

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第43号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第30条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成19年9月25日揭示済）

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第44号

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例（昭和61年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「98,400」を「102,000」に、「115,200」を「118,800」に、「73,200」を「75,600」に改める。

第3条第1項の表中「41,000」を「42,500」に、「32,800」を「34,000」に、「24,600」を「25,500」に、「48,000」を「49,500」に、「38,400」を「39,600」に、「28,800」を「29,700」に、「30,500」を「31,500」に、「24,400」を「25,200」に、「18,300」を「18,900」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年3月31日に高等学校又は幼稚園に在学又は在園している者に係る授業料の額及びその納付については、この条例による改正後の奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成20年4月1日以後において高等学校又は幼稚園に転学、編入学若しくは再入学又は転園、編入園若しくは再入園をする者に係る授業料の額及びその納付については、改正後の条例第2条第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学又は在園している者の授業料の額及びその納付と同様とする。

（平成19年9月25日揭示済）

規 則

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月25日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第77号

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市パートタイム職員に関する規則（平成3年奈良市

規則第41号)の一部を次のように改正する。

別表事務職の項中「保育士」を「保育士 特別支援教育
支援員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年 9 月25日揭示済)

奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成19年 9 月25日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第78号

奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正
する規則

奈良市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年奈良市
規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第13条」を「第15条」に改める。

第 4 条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改め
る。

第 5 条の見出しを「(育児休業をしている職員の職務復
帰)」に改める。

第 6 条の 2 の見出し中「任期付採用」を「育児休業に伴
う任期付採用」に改め、同条中「のうち」を「において」
に、「場合は」を「ときは」に改める。

第 6 条の 3 の見出し中「勤務」を「育児休業をしている
職員の期末手当等に係る勤務」に改め、同条中「第 5 条の
3 第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

部分休業承認請求書

年 月 日			
奈良市長様			
所 属		請 求 者	
氏 名		印	
次のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄	子	子との同・別居	☐ 同 居 ☐ 別 居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
3 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	☐ 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	☐ その他（ ）	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	☐ 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	☐ その他（ ）	午後 時 分～ 時 分
4 備 考			所属長認印

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付してください（写しでも可）。
- 2 請求に係る子について職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合は、その内容を備考欄に記入してください。
- 3 該当する□には、✓印を記入してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年 9 月25日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9 月25日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第79号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第5号中「第5条の3第1項」を「第7条第1項」に改める。

第30条第1項第4号中「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改める。

第34条第2項第7号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年 9 月25日揭示済)

平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9 月25日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第80号

平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則（平成18年奈良市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年 9 月25日揭示済)

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年 9 月27日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第81号

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第20条庶務係の部分の第3号中「郵送請求」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業

者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付の請求」に改める。

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則（昭和44年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項証明印鑑登録係の部分の第2号中「郵送請求」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付の請求」に改める。

(奈良市情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市情報公開条例施行規則（平成9年奈良市規則第50号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「郵送」を「送付」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中「又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱い」及び「又は郵便局」を削る。

(職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和27年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(路程の計算)

第4条 旅費の計算上必要な鉄道、水路及び陸路の路程の計算は、鉄道事業者その他の交通機関の調べに係る運賃算出表等による路程、官公署の調べに係るものの路程又は当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により行うものとする。

2 前項の規定による陸路の路程を計算する場合には、出発地又は目的地所轄の市町村役場をもってその起点とする。ただし、陸路、鉄道又は水路にわたる旅行をする場合においては、鉄道駅又は波止場を起点とすることができる。

(奈良市会計規則の一部改正)

第6条 奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条の2」を「第22条の3」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第19条中「小切手」を「小切手等」に改める。

第3章中第22条の2の次に次の1条を加える。

第22条の3 令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 公金又はこれに類するものの収納の事務に関し十分な実績を有していること。

(2) 委託する事務を遂行するために十分な事業規模を

有し、かつ、安定的な経営基盤を有していること。

(3) 収納に関する情報を電子計算機により適正に管理し、かつ、当該情報に係る電磁的記録を速やかに本市に提供することができること。

(4) 収納金を安全かつ速やかに本市に払い込むことができる能力を有すると認められること。

(5) 個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の保護及び適正な管理のために必要な処置を講じることができること。

第23条第4項中「料金後納郵便物」を「料金後払とする郵便物等（郵便物及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物をいう。以下同じ。）」に改める。

第30条第5号を次のように改める。

(5) 料金別払とする郵便物等の料金

第68条に次の1項を加える。

2 令第158条の2第3項の規定により、地方税の収納の事務の委託を受けた者の定期検査は、毎年度1回行うものとする。

第69条中「及び前条各号」を「、前条第1項各号及び同条第2項」に改める。

（奈良市生活保護法施行細則の一部改正）

第7条 奈良市生活保護法施行細則（平成13年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第23号様式中「銀行・郵便局・信用金庫・農協店」を「銀行・信用金庫・農協店」に改める。

（奈良市国民健康保険規則の一部改正）

第8条 奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式（5枚目：一般納付用）中「奈良市会

計管理者（奈良市・郵便局／C V S本部保管）」、

「切り取らないで郵便局・金融機関・コンビニにお出ください。」

「（郵便局・金融機関／C V S店舗保管）」及び「（納付義

務者保管）」を削る。

（奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正）

第9条 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和55年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「郵便」の次に「又は信書便」を加える。

別記第3号様式中「郵送された」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によって発送された」に改める。

（大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部改正）
第10条 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則（昭和61年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式（その1 宅地所有者用）（表）中「郵便はがき

に改め、

同様式（その1 宅地所有者用）（裏）中「昭和」を削り、

同様式（その2 借地権者用）（表）中「郵便はがき

に改め、同様式（その2

借地権者用）（裏）中「昭和」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に第3条及び第7条から第9条までの規定による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

3 この規則の施行前にされた旧郵便振替法（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）第2条の規定による廃止前の郵便振替法をいう。以下同じ。）の規定による払込み及びこの規則の施行前に振替の請求があった旧郵便振替法の規定による振替については、第6条による改正前の奈良市会計規則第16条の規定は、なおその効力を有する。

（平成19年9月27日揭示済）

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関す

る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年 9 月27日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第82号

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に
関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に
関する条例施行規則（平成 7 年奈良市規則第55号）の一部を次
「 ・貯金

貯金の総額 円

（注）普通貯金を除きます。

・郵便貯金

郵便貯金の総額 円

（注）通常郵便貯金を除きます。

「 ・貯金

貯金の総額 円

（注）普通貯金を除きます。

改め、同様式の 5 の部分を削り、同様式の 6 の部分中「社
債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額
（金銭信託については、元本の総額）を」に改め、同部分
を同様式の 5 の部分とし、同様式の 7 の部分から10の部分
「 ・貯金

貯金の総額 円

（注）普通貯金を除きます。

・郵便貯金

郵便貯金の総額 円

（注）通常郵便貯金を除きます。

「 ・貯金

貯金の総額 円

（注）普通貯金を除きます。

改め、同様式の 5 の部分を削り、同様式の 6 の部分中「社
債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額
（金銭信託については、元本の総額）を」に改め、同部分
を同様式の 5 の部分とし、同様式の 7 の部分から10の部分
までを1 ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成19年 9 月30日から施行する。ただし、
別記第 1 号様式の 4 の部分及び別記第 2 号様式の 4 の部分
の改正規定は、同年10月 1 日から施行する。

（平成19年 9 月27日揭示済）

のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1
項第 5 号」に改め、「株券」の次に「、金銭信託」を加え、
同条第 2 項から第 5 項までの規定中「第 2 条第 1 項第 7 号」
を「第 2 条第 1 項第 6 号」に改める。

別記第 1 号様式の 4 の部分中「預金・貯金・郵便貯金」
を「預金・貯金」に、

までを1 ずつ繰り上げる。

別記第 2 号様式の 4 の部分中「預金・貯金・郵便貯金」
を「預金・貯金」に、

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則をこ
ここに公布する。

平成19年 9 月27日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第83号

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則
奈良市中小企業資金融資規則（昭和39年奈良市規則第15
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(5) 小規模企業小口事業資金 設備の近代化、経営基盤
の強化、経営の安定及び体質強化等に必要な事業上の

設備資金及び運転資金とする。

第5条第1項第2号中「次項第2号」の次に「及び第3項第2号」を加え、同条に次の1項を加える。

3 小規模企業小口事業資金の融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

(1) 信用保証協会の小口零細企業保証制度の信用保証を受けることができる小規模企業者であること。

(2) 市内に居住していること。

(3) 市税を完納していること。

第6条第1号に次のように加える。

オ 小規模企業小口事業資金

(ア) 設備資金 1,250万円以内

(イ) 運転資金 1,000万円以内

第6条第2号に次のように加える。

オ 小規模企業小口事業資金

(ア) 設備資金 6月以内の据置期間を含み5年以内

(イ) 運転資金 6月以内の据置期間を含み4年以内

第6条第5号に次のように加える。

オ 小規模企業小口事業資金 必要に応じて信用保証協会が徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市中小企業資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る分から適用する。

(平成19年9月27日揭示済)